

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

- 収納事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部総務企画課】 2
- 収納事務の委託【保健福祉局健康医療部健康推進課】 3
- 徴収事務の委託【建設局道路部道路維持課】 4
- 収納事務の委託（2件）【総務局総務部文書館】 5
- 徴収事務の委託【港湾空港局港営部港営課】 7

### ◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】 8

### ◇ 教育委員会

- 北九州市立幼稚園規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局学校支援部学事課】 12

北九州市告示第128号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、元気発進！子どもプラン（第2次計画）の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月6日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

北九州市告示第 1 2 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、第二次北九州市健康づくり推進プランの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町 1 番 1 号	平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 130 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立門司駅前自転車駐車場、北九州市立門司港駅前自転車駐車場、北九州市立小倉駅北口自転車駐車場、北九州市立小倉駅南口自転車駐車場、北九州市立西小倉駅前自転車駐車場、北九州市立南小倉駅前自転車駐車場、北九州市立朽網駅前自転車駐車場、北九州市立下曾根駅北口自転車駐車場、北九州市立下曾根駅南口自転車駐車場、北九州市立德力嵐山口自転車駐車場、北九州市立若松駅前自転車駐車場、北九州市立若松渡船場前自転車駐車場、北九州市立八幡駅前自転車駐車場、北九州市立折尾駅西自転車駐車場、北九州市立折尾駅東自転車駐車場、北九州市立折尾駅前自転車駐車場、北九州市立黒崎駅前自転車駐車場、北九州市立陣原北自転車駐車場、北九州市立陣原南自転車駐車場、北九州市立本城駅前自転車駐車場、北九州市立九州工大前駅前自転車駐車場及び北九州市立戸畑駅前自転車駐車場並びに北九州市立河内自転車貸出し施設における使用料並びに放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 4 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

受託者		委託期間
名称	住所	
公益社団法人北九州市シルバー人材センター	北九州市小倉北区片野新町一丁目 1 番 6 号	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第131号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市史の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月6日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町一丁目1番1号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

北九州市告示第132号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、新修・北九州市史の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月6日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社積文館書店	北九州市八幡西区黒崎一丁目1番1号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

北九州市告示第 1 3 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市が管理する港湾施設のうち係留施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州埠頭株式会社	北九州市門司区本町 2 番 1 0 号	平成 3 0 年 4 月 1 日から平 成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

## 北九州市公告第211号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月6日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 売り払う物件

#### (1) 物件番号1

- ア 所在地 八幡東区大宮町1272番65
- イ 公募地目 雑種地
- ウ 実測面積 2,760.41平方メートル
- エ 最低売却価格 3,220万円

#### (2) 物件番号2

- ア 所在地 八幡西区小嶺台三丁目772番8外1筆
- イ 公募地目 宅地
- ウ 実測面積 4,589.51平方メートル
- エ 最低売却価格 4,451万9,000円

### 2 契約条項を示す場所及び期間

#### (1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局財務部財産活用推進課

#### (2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成30年10月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### 3 入札条件を示す場所及び期間

#### (1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局財務部財産活用推進課

#### (2) 期間

公告日から平成30年10月1日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### 4 現地見学会日時

#### (1) 物件番号1

平成30年5月17日の午前10時から午前11時まで

(2) 物件番号2

平成30年5月18日の午前10時から午前11時まで

5 入札に参加するための要件

(1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

(2) 入札参加申込みは、所定の様式にアからコまでの資料を添付し、持参することにより行わなければならない。

ア 役員一覧

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後3月以内のものに限る。）

ウ 会社等の定款

エ 会社等の概要

オ 過去3年分の決算報告書

カ 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）

キ 市町村民税、固定資産税及び都市計画税の過去3年分の納税証明書（発行後3月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。）

ク 印鑑証明書（発行後3月以内のものに限る。）

ケ 事業実績に関する調書

コ 土地利用提案書

6 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

平成30年7月19日及び同月20日のそれぞれ午前9時から午後5時まで

来庁日時については、あらかじめ北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で連絡し調整すること。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

ア 物件番号1 平成30年10月1日 午前10時

イ 物件番号2 平成30年10月1日 午前11時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市役所地下2階第5入札室

8 入札保証金

(1) 5万円

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

9 入札に参加できる者の資格

(1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識、技術的能力等を有し、指定期日までに売買代金の支払いが可能であること。また、土地利用に関する事業を、確実かつ速やかに実施できること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 北九州市（以下「本市」という。）が行う市有地売払に関し、（ア）から（オ）までの事実があった後2年を経過していない者

（ア） 入札を取り消されたことがある者

（イ） 落札者として資格を取り消されたことがある者

（ウ） 申込みを取り消されたことがある者

（エ） 当選者又は補欠者として資格を取り消されたことがある者

（オ） 前回の市有地売払以前の落札者又は当選者（補欠者が繰上げにより当選者となった場合を含む。）で契約の締結又は代金の納入に至らなかった者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者

ウ 法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者

エ 過去3年間に市町村民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

（ア） 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

（イ） 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（ウ） 次のいずれかに該当する者

a 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

e 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及びその役職員または構成員

#### 10 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### 11 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

#### 12 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

##### (1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

##### (2) 受付期間

平成30年11月1日から同月30日まで（ただし、入札参加申込みを行った者がいないときは、平成30年8月1日から同年11月30日まで。

）（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

#### 13 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

北九州市立幼稚園規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成30年3月31日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第10号

北九州市立幼稚園規則の一部を改正する規則の一部を改正する規  
則

北九州市立幼稚園規則の一部を改正する規則（平成28年北九州市教育委員  
会規則第9号）の一部を次のように改正する。

付則別表の3の項中「9, 000」及び「9, 600」を「5, 600」に  
改め、同表の4の項中「9, 500」及び「11, 300」を「7, 300」  
に改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。